

特定非営利活動法人オレンジハートリボン協会 賛助会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人オレンジハートリボン協会（以下「当法人」という）と、当法人の賛助会員（以下「賛助会員」という）との関係に適用する。

第1条（目的）

本規約は、当法人が設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（賛助会員の定義）

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、月会費を納めることで資金面から活動を賛助（支援）する為に入会した個人又は団体をいう。総会において議決権を持たない会員である。

第3条（入会）

- (1) 賛助会員として入会する場合は、別に定める入会申書により申し込むものとする。
- (2) 申込書の受領通知後に月会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第4条（賛助会員費）

賛助会員費は次のように定める。

- (1) ゴールド会員：月会費100,000円（企業・団体・個人）入会金なし。
- (2) シルバー会員：月会費30,000円（企業・団体・個人）入会金なし。
- (3) ブロンズ会員：月会費10,000円（企業・団体・個人）入会金なし。
- (4) あしながサポート会員：月会費3,500円（企業・団体・個人）入会金なし。

月会費はクレジットカード、口座振替にて受け付ける。月会費の年額一括払いのみ口座振込にて受け付ける。

第5条（賛助会員特典）

賛助会員には、以下の送付を行う。

- (1) ゴールド会員：賛助会員証、缶バッジ、クリアファイル、ステッカー、絵ポエム日めくりカレンダー、活動通信（年1回）
- (2) シルバー会員：賛助会員証、缶バッジ、ステッカー、絵ポエム日めくりカレンダー、活動通信（年1回）
- (3) ブロンズ会員：賛助会員証、缶バッジ、絵ポエム日めくりカレンダー、活動通信（年1回）
- (4) あしながサポート会員：賛助会員証、活動通信（年1回）

第6条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当するときは、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であったとき。
- (3) 月会費を指定期限日を過ぎても未納のとき。
- (4) 暴力団または暴力団構成員、もしくは暴力団構成員と密接な関係を有していたとき。

第7条（賛助会員資格及び有効期間）

会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会の日から1年間とする

(2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年延長するものとし、以後も同様とする。

(3) 個人で入会した賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は、失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

(4) 企業または団体で入会した賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した会員は、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

(5) 賛助会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第8条（会員情報の変更）

(1) 賛助会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

(2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第9条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届により、解約を希望する月の前月10日までに、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に退会することができる。

第10条（会員資格の喪失）

会員が次に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款等に違反したとき。

(2) この会員規約に違反したとき。

(3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。

(4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第11条（会員資格の停止）

会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

第12条（拠出金品の不変換）

既に納入した入会金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第13条（個人情報の保護）

当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

(1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合。

(2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。

(3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合。

(4) 賛助会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合。

第14条（禁止事項）

賛助会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。
- (5) その他、不適切と判断される行為。

第15条（損害賠償）

- (1) 賛助会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
- (2) 当協会の活動の結果、賛助会員のイメージを損なうことがあった場合、当協会はその損害に対して一切の責任を負わないこととする。
- (3) 会員資格を喪失した後も、前項の規定は継続されるものとする。

第16条（規約の変更）

本規約を変更する必要があるときは、変更内容についてウェブサイト掲示等の方法で告知することにより、これを変更できるものとする。

第17条（協議事項）

本規約に関して疑義が生じた場合、または本規約に定めなき事項については、当法人と各賛助会員は誠実に協議する。

第18条（管轄の合意）

当法人と各会員との間で、本規約に関して紛争が生じた場合には、誠意を持って協議の上解決するものとする。協議によっても解決しない場合には、東京地方裁判所もしくは被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所として解決する。

制定：2023年9月22日